

## 議案第 39 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鴨川市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市印鑑条例（平成 17 年鴨川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「回答書及び次に掲げる書類を市長に自ら」を「市長に回答書を」に、「若しくは」を「及び次に掲げる書類のいずれかを」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

(鴨川市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市国民健康保険条例（平成 17 年鴨川市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

(鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「保険証の記載事項」を「被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者の資格に係る情報」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(鴨川市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。